

大阪府都市整備部（住宅建築局を除く。）測量・建設コンサルタント等条件付一般競争入札実施要領

（趣旨）

第1条 本要領は、大阪府都市整備部（住宅建築局を除く。以下同じ。）が発注する測量・建設コンサルタント等の業務委託契約の競争入札のうち、大阪府測量・建設コンサルタント等条件付一般競争入札実施要綱（以下「実施要綱」という。）に基づく条件付一般競争入札を円滑に実施するため、同要綱に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（入札参加資格）

第2条 実施要綱第4条第2項に基づき、業務の内容等に応じて定めることができる入札に参加するために必要な資格（以下「入札参加資格」という。）は、以下のとおりとする。

- 一 対象業務に対応する大阪府測量・建設コンサルタント等競争入札参加資格における登録業務
 - 二 大阪府測量・建設コンサルタント等競争入札参加資格申請の際に届け出た本店の所在地又は大阪府と契約する営業所の所在地
 - 三 一定の基準を満たす同種業務の履行実績
 - 四 配置技術者の資格
 - 五 技術者の雇用状況
 - 六 都市整備部、大阪港湾局及び大阪都市計画局が発注した業務で、過年度に完成検査を受けたものの委託成績点の状況
- 2 発注機関の長は、発注する業務の内容等に応じて、前項各号に定める事項の中から、必要な入札参加資格を定めるものとする。
- 3 発注機関の長は、第1項各号に定めるほか、必要と認める事項に係る入札参加資格を業務ごとに定めることができるものとする。

（配付資料等）

第3条 実施要綱第8条第1項に基づき、入札に参加を希望する者に対して交付する入札に参加するために必要となる資料のうち、電子入札公告及び入札参加申込書については、標準様式を別に定めるものとする。

附 則

この要領は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和5年4月1日から施行する。